

個人

著作権等管理事業法の第二条において、管理委託契約とされている信託契約の項目を削除し、著作権等の受託者への移転ができないようにしてください。この項目のために著作者が自分の作品を自由にできない事態が生じていますから。

以上、よろしく申し上げます。

個人

私的複製を制限する法律や物理的処置は廃止して欲しい。具体的な物理的処置とはコピーワンスやコピーガード等の放送や DVD やビデオテープの録画機器に対するコピー制限処置です。

理由として私的複製の制限は私的利用の制限に当たり、長期的視野に立つと私的視聴の衰退につながります。放送を録画したり購入した映像ソフトが自由に使えない状態では映像視聴そのものへの興味が失せます。

DVD をいちいちトレイに入れたり取り替えたりして視聴するより HD に一旦コピーして視聴するほうが断然便利です。技術的には可能なのに複製の制限で出来ないのでは所有する満足度が劣ります。

ビデオテープは劣化しやすいので通常は複製テープを視聴しオリジナルテープは保存しておきたいのに、コピーガードのせいで複製が作れません。オリジナルテープ保護の為、極力テープを視聴しないのでは本末転倒で何の為に高いビデオソフトを買ったのか理由が見当たらなくなります。いずれ所有欲が衰退します。

放送番組を録画した場合、後々まで残したい映像であってもコピーワンスのせいでバックアップディスクが作れません。こうまで録画の妨害をされるといずれはデジタル家電やテレビ放送自体への興味が無くなります。

最近の事例としてレコード会社が C C C D を相次いで止める方向に動いています。私的複製の制限が消費意欲の衰退に繋がる証明だと思えます。

著作権者の権利を守るなら、海賊版の販売を取り締まるのが正論です。また映像ソフトの価格が割高で横並びなのが海賊版が成り立つ原因とも言えます。書籍などは適正価格なので誰も本をコピーして海賊版を作ろうとはしません。

個人

1. 著作権等管理事業法第13条第2項には、「著作権等管理事業者は、使用料規程を定め、又は変更しようとするときは、利用者又はその団体からあらかじめ意見を聴取するよう務めなければならない」とあります。

しかしながら、音楽著作権の指定著作権等管理事業者である日本音楽著作権協会（JASRAC）は、本法が2001年10月に施行されて以降、使用料規程を3度改訂していますが、JASRACのホームページを見る限り、その際に利用者又はその団体からあらかじめ意見を聴取した形跡がありません。

これは、本条の趣旨に反するものであり、当局は、事実関係を調査し、その結果「利用者又はその団体からあらかじめ意見を聴取」する努力義務を怠っていたことが判明した場合には、意見聴取の手続きを定めることをJASRACに対しご指導願います。

2. JASRACの使用料規程を見ると、利用者団体が設立されている利用区分にかかる著作権使用料は、包括契約による使用料が低額に抑えられ、しかも使用料算定のルールが明確化されているか、もしくはJASRACと使用者団体との協議で使用料を決めるとの定めになっているなど、本法制定の趣旨に添った形となっています。

一方、利用者団体が設立されていない利用区分にかかる著作権使用料は、包括契約による使用料が利用者の負担能力から見て著しく高額であり、使用料算定のルールに不明瞭な部分が残っており、しかもJASRACと利用者とは協議なるものは存在せず、JASRACが一方向的に使用料を請求しているのが現状です。その請求も、現在の業種・業態の収益構造とはかけ離れた算定式を根拠としています。そのため、各地でJASRACと利用者との紛争が絶えず、なかにはJASRACの使用料を払えずに廃業に追い込まれる利用者も見られます。

この背景には、著作権等管理事業法第13条第2項「著作権等管理事業者は、使用料規程を定め、又は変更しようとするときは、利用者又はその団体からあらかじめ意見を聴取するよう務めなければならない」が、利用者団体のない利用区分では事実上空文化していることがあります。

これは、私の独断ではなく、文化審議会著作権分科会報告書（2004年1月）の第2章 契約・流通小委員会 3 その他 にも

「指定管理事業者の使用料規程の制定・変更について、利用者代表以外の利用者の声が反映されにくいこと、利用者代表がない『利用区分』における意見の聴取が困難であること等の問題がある。」

と記されていることでも明らかです。

3. 著作権等管理事業法第13条第1項には、

「著作権等管理事業者は、次に掲げる事項を記載した使用料規程を定め、あらかじめ、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 文部科学省令で定める基準に従い定める利用区分(著作物等の種類及び利用方法の別による区分をいう。第二十三条において同じ。)ごとの著作物等の使用料の額」

とあり、同法第15条には届け出た「使用料規程を公示しなければならない」とあります。そして、同法第13条第4項には、

「第一項の規定による届出をした使用料規程に定める額を超える額を、取り扱っている著作物等の使用料として請求してはならない。」

と定めています。

しかし、JASRACの使用料規程を読む限り、利用区分によっては、規程だけで著作物の使用料を算出することはできません。

例えば、JASRAC 使用料規程 第2章 著作物の使用料 第1節 演奏等 5 社交場における演奏等 における著作物の使用料を規程で算出することはできません。これは、「標準単位料金」をパラメータの一つにして算出しており、この「標準単位料金」は、著作権等管理事業法第13条の届出も同法第15条の公示もしていない「著作物使用料規程取扱細則」により算出しているからです。

そして、この細則はJASRACのホームページでは公開されていません。

これは、事実上、著作権等管理事業法第13条第4項の脱法行為ではないのでしょうか。JASRACに対し、同細則を「使用料規程」に加えるよう指導願います。

4. 以上、JASRACの例で示した通り、著作物の活用を図るため制定されたはずの著作権等管理事業法の精神が、施行三年たった今日でもなお生かされていない現実があります。

当局には、指定著作権等管理事業者に対する指導を求めます。

個人

iTunes Music Store の日本国内サービス実現を待望！

JASRAC などの著作権関係団体の圧力のため、Apple 社の提供する iTunes Music Store の開設が遅れています。Apple 社の発売する iPod は消費者に音楽の楽しみの幅を広げる素晴らしい製品です。iPod というハードウェアに iTunes Music Store というソフトウェアが国内で実現すれば、消費者は音楽をより楽しむことができます。

私の場合、iPod を保有しておりますが、ちゃんと自分で購入した CD しか入れていませんし、気に入った CD をどこでも聴けるので、著作権を侵害することなく音楽をより楽しむことができました。iTunes Music Store が開設されれば、多様な音楽へのアクセスが容易になり、世界中の音楽から良い音楽を発見することができますと確信しております。

一方で JASRAC は様々な著作権使用料の課金や、CCCD などの音質に問題のある CD 規格を推奨するなどの行為を行っております。JASRAC が得た著作権使用料は本当に、著作権料を受けとるべきアーティストに支払われているのが多いに疑問です。そして、CCCD といった消費者に不便を与える CD 規格の推奨により、さらに CD の売り上げが落ちてしまった可能性があります。iTunes Music Store の開設で落ちてしまった CD の売り上げが回復する可能性は十分にあります。(音楽の質も大切ですが)

JASRAC は著作権管理というよりも「規制」に近い業務を行っております。規制が、アーティスト、音楽愛好家、音楽関係者にとって望ましくないなので、あれば、著作権等管理事業法を見直し、JASRAC の存在そのものを見直すべきです。

以上

個人

著作権者の権利をまもるために、著作権等管理事業者への管理委託契約は、信任は禁止し委任契約にすべきと考えます。

著作者のものであるべき著作権がJASRAQに移転されることにより、著作者は自分の作品を自由にできないという現状に甚だ疑問を感じます。

宜しくお願い致します。

個人

正直なところ、現在順線審と区的立場の韓国の日本に対する著作権侵害には、目に余るところがあります。

韓国は著作権関連の条約に加盟していないなど、いくつか困難な点はあると思われませんが、何らかの厳正な対処が必要ではないかと思われま

個人

著作権等管理事業法（法文）の第五章 使用料規程に関する協議及び裁定
（協議）

第二十三条 に協議裁定の項がありますが、

利用者代表としての基準が

一の利用区分において、利用者の総数に 占めるその直接又は間接の構成員である利用者の数の割合、利用者が支払った使用料の総額に占めるその直接又は間接の構成員が支払った使用料の額の割合その他の事情から当該利用区分における利用者の利益を代表すると認められる団体又は個人をいう。

※一の利用区分は 当該利用区分において收受された使用料の総額に占めるすべての著作権等管理事業者の收受した使用料の総額の割合が相当の割合である場合

と書かれているように「利用者代表」と該当用件が敷地が高すぎはしないだろうか？

または、分りにくくないだろうか？

この協議及び裁定に関することでしか使用料の金額設定に関することは異議申し立てできない。

使用料規定に関しては管理事業者が申請を文化庁に出しその使用料規定を許可する。

許可したままでそのまま通ってしまう今の現状があり不備を指摘出来るシステムではない。

今の現状では少なくとも利用者側の声が反映出来ないしまた、声が届きづらい。

また、（使用料規程）第十三条 2

著作権等管理事業者は、使用料規程を定め、又は変更しようとするときは、利用者又はその団体からあらかじめ意見を聴取するように努めなければならない。上記は「努力目標」であり、意見聴衆を行わない場合は使用料規定の設定あるいは変更の法的効力が妨げられるということはないですが、このような場合は文化庁長官当該著作権管理事業者に対して業務改善命令等の何らかの対応が予想されます。

しかし、ここでも利用者の声が訴えられるものでもないので利用者の声を吸い上げられる具体的な文言も必要ではないか？